

## リ・ジェネレーションに対する質問及び回答のまとめ

このまとめにおいては、2022年11月4日までに、下記表のとおり、当社（以下「ナガホリ」といいます。）がリ・ジェネレーション株式会社（以下「リジェネ社」といいます。）に対して送付しました質問状記載の質問の概要とそれに対するリジェネ社の回答の概要をまとめています。なお、まとめ表内における各文書の略称は、下記表各欄括弧書のとおり定義しております。また、質問事項については、適宜要約をしているものがある他、「当社」・「貴社」の表記はナガホリ又はリジェネ社に置き換えております。

なお、下記の各文書の送付・受領の日付は、いずれも2022年であり、郵送と共にファクシミリを用いた場合にはファクシミリ送信日、その他の場合（郵送又はバイク便のみ又はその双方の場合）には、実際の配達日（のうち早いもの）を記載しています。

送付・受領日	ナガホリ→リジェネ社	リジェネ社→ナガホリ
4月15日	4月15日付け「質問状」(「質問状(1)」)	
4月21日	4月21日付け「再質問状」(「質問状(2)」)	
4月25日		4月22日付け「回答書」(「回答書(1)」)
4月25日	4月25日付け「質問状(3)」(「質問状(3)」)	
5月6日		5月2日付け「回答書(2)」(「回答書(2)」)
5月9日	5月9日付け「質問状(4)」(「質問状(4)」)	
5月27日		5月27日付け「回答書(3)」(「回答書(3)」)
6月3日	6月3日付け「回答及び質問状(5)」(「質問状(5)」)	
6月27日		6月27日付け「回答書(4)」(「回答書(4)」)
7月14日	7月14日付け「回答及び質問状(6)」(「質問状(6)」)	
7月28日		7月28日付け「回答書兼質問状兼要望書(5)」(「回答書(5)」)
8月5日	8月5日付け「回答及び質問状(7)」(「質問状(7)」)	
8月15日		8月15日付け「要望書(マイルストーンマネジメントの件)」(「要望書」)
8月24日		8月24日付け「回答書兼質問状兼要望書(6)」(「回答書(6)」)
8月31日	8月31日付け「回答及び質問状(8)」(「質問状(8)」)	
9月16日		9月16日付け「回答書兼質問状兼要望書(7)」(「回答書(7)」)

9月22日	9月22日付け「回答及び質問状（9）」（「質問状（9）」）	
10月26日		10月26日付け「回答書兼質問状兼要望書（8）」（「回答書（8）」）
11月4日	11月4日付け「回答及び質問状（10）」（「質問状（10）」）	

## 1 リ・ジェネレーションの実態について

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
【質問状（1）】リジェネ社グループの詳細（名称、遠隔、資本構成・出資割合、事業内容、財務内容、過去10年以内における法令違反行為の有無等）	【回答書（1）】財務内容については非開示とする。 過去10年以内における法令違反行為の有無については存在しない。
【質問状（3）】財務内容については、会社法上、定時株主総会后遅滞なく貸借対照表の要旨を公告することが求められているため、全くの非開示とする正当な理由がない。再度、財務内容の開示を求める。	【回答書（2）】財務内容の（非）開示については言及無し。
【質問状（5）】財務内容も含めて、未だ回答してない事項も回答して頂きたい。	【回答書（4）】財務内容の（非）開示については言及無し。 「[リジェネ社]が[ナガホリ]株式の取得を開始する以前においても状況としては何ら異なることなく、[ナガホリ]の大株主に関する情報については「[ナガホリ]の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報」であるが、なぜ[リジェネ社]に対してのみ法令違反の有無を網羅的に確認しているのか。」との逆質問。
【質問状（6）】(ナガホリの筆頭株主かつ主要株主であり、ナガホリの株式を保有する目的を「重要提案行為等を行うこと」としている)リジェネ社の実態を適切に理解することが、ナガホリの株主その他の投資家がナガホリ株式に対する投資判断を行うにあたっては必要不可欠であるものと考えられることから、リジェネ社の法令遵守状況や財務内容についてご開示を求めたという経緯があるので、リジェネ社の実態についてナガホリの株主その他の投資家が適切に理解・判断できるように、特に重要な情報であるリジェネ社の財務内容については早急にご開示頂	【回答書（5）】回答書（1）で回答したとおり、リジェネ社の決算書等の財務内容に関する資料の提出には応じかねる。

<p>きたい。なお、リジェネ社が決算公告義務を懈怠していることは措くにしても、株式会社であるリジェネ社においては、各事業年度の計算書類は当然に作成しているものと理解しているため、財務内容の開示については特段時間を要することなく対応できると拝察している。</p>	
<p>【質問状（7）】繰り返しになるが、リジェネ社の財務内容について開示を求めた経緯を理解し、リジェネ社の実態についてナガホリの株主その他の投資家が適切に理解・判断できるように、特に重要な情報であるリジェネ社の財務内容については論点をずらして回答を拒絶ないし遅延することなく早急に開示頂きたい。</p>	<p>【回答書（6）】回答書（1）において、リジェネ社の決算書等の財務内容に関する資料の提出については応じかねると回答しているため、回答を拒絶ないし遅延しようとはしていない。</p>
<p>【質問状（8）】リジェネ社が建設的な対話を拒絶している状況で、質問及び回答が平行線をたどっているため、今後も真摯かつ誠実な回答は頂けないと理解し、今後繰り返し開示・説明を求めることはしない。</p>	<p>（回答・言及なし）</p>
<p>【質問状（9）】質問及び回答が平行線をたどっているため、今後も真摯かつ誠実な回答は頂けないと理解し、今後繰り返し開示・説明を求めることはしない。</p>	<p>（回答・言及なし）</p>
<p>【質問状（1）】リジェネ社のBOリストの届出を速やかに行い、その写しをナガホリに提示して頂きたい。</p>	<p>【回答書（1）】BOリストの届出が完了したら、提出する。</p>
<p>【質問状（5）】既に届出に十分な期間が経過しているので、速やかに提出頂きたい。</p>	<p>【回答書（4）】既に法務局に申出書を提出しており、入手できた段階で速やかに提出する。 【その後、6月30日にナガホリはリジェネ社からBOリストを受領した。】</p>
<p>【質問状（1）】リジェネ社グループに含まれる法人、組合その他の団体の意思決定機関の概要</p>	<p>【回答書（1）】リジェネ社の意思決定機関は、代表取締役である尾端友成（以下「尾端氏」）である。</p>
<p>【質問状（1）】リジェネ社グループ及びその構成員が、株式の取得、役員の派遣等を通じて、ナガホリの事業と同様の事業を営む会社を実質的に経営した経験の有無及びその内容：</p>	<p>【回答書（1）】リジェネ社代表取締役である尾端氏は、ナガホリの事業の同種事業の経営に関与した経験があるが、詳細については、回答を差し控える。</p>
<p>【質問状（10）】リジェネ社が提出した2022年4月14日付け大量保有報告書ではナガホリ株式保有目的として「重要提案行為等を行うこと」とされてお</p>	<p>【回答待ち】</p>

<p>り、また、リジェネ社の回答書（2）以降、ナガホリの「株価純資産倍率が1倍を大きく下回る水準にあるなど」、ナガホリの「企業価値・株式価値は市場から著しく低廉な評価を受けることが常態化してしまっていること」等を理由としてナガホリ株式を保有されているが、現状の株価を前提として、リジェネ社の投資回収方針について詳細にご説明頂きたい。</p>	
--	--

## 2 ナガホリ株式の買付けについて

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
【質問状（1）】現時点で想定されているナガホリ株式の今後の取得方針	【回答書（1）】現時点では、今後の株主【原文ママ】取得の具体的方針はない。
【質問状（3）】今後追加の株式取得をする意思はないという理解でよいか。	【回答書（2）】現時点で具体的な方針は何も決まっていないという趣旨の回答である。
【質問状（1）】ナガホリ株式の買付けの資金源との関係、資金調達方法並びに、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、関連する取引の具体的内容。	【回答書（1）】合同会社STAND UP GROUPからの借入である。
【質問状（1）】大量保有報告書上、ナガホリ株式の買付けの資金は全額が合同会社STAND UP GROUP（以下「STAND UP GROUP」）からの借入であるとされているところ、同社ないしその社員とリジェネ社と関係	【回答書（1）】借入条件等は守秘義務があるため、回答を差し控える。
【質問状（6）】プラスワンホールディングス株式会社（以下「プラスワンHD」）は、リジェネ社と同所に所在し、リジェネ社代表者と同一人が代表者を兼ねる会社である上に、株式会社FHTホールディングス（なお、当時の商号はターボリナックスHD株式会社）の2013年12月27日付けプレスリリース「子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」によれば、リジェネ社代表者が100%株主であると拝察されるが、プラスワンHDとSTAND UP GROUPの出資者である中山勇介氏及び笹澤知夫氏は同時にアジアゲートHD株式	【回答書（5）】リジェネ社代表者と中山勇介氏及び笹澤知夫氏とは、ビジネス上の面識があることは事実であるが、それ以上に、ナガホリ株式の共同取得に関する合意ないし指図等の類の事実は一切ない。 中山勇介氏及び笹澤知夫氏が行っている事業の内容について、リジェネ社は、正確には把握していない。

の譲渡を受けていることに加えて、今回リジェネ社は両氏が代表社員を務めるSTAND UP GROUPからナガホリ株式の取得資金の融資を受けていることから、リジェネ社代表者乃至プラスワンHDと両氏との間には密接な関係があるように窺われる。

リジェネ社代表者乃至プラスワンHDと中山勇介氏及び笹澤知夫氏との間にはどのような関係があるのか、両氏がどのような事業を行って資金を調達しているのかも含めご説明頂きたい。

【質問状（9）】リジェネ社が燦キャピタル・マネージメント株式会社（以下「燦キャピタル」）からの借入れについて現在も返済していない場合にはもちろんのこと、仮に現在は返済されていたとしても、上場会社として貸倒処理が必要となった旨の開示を行わざるを得なくなったような貸付先であるリジェネ社に対して、なぜSTAND UP GROUPが融資をしたのか、STAND UP GROUPとリジェネ社との間には、何らかの特別の関係があるのではないかと合理的に推測されるところである。

リジェネ社はナガホリの主要株主であるところ、その株式の買付けの実質的な資金拠出者との関係は、ナガホリの他の株主その他の投資者にとって重要な情報であるので、リジェネ社とSTAND UP GROUP（並びにその出資者である中山勇介氏及び笹澤知夫氏）との関係等、上記質問に具体的にご回答頂きたい。

なお、この点に関しては、上記のとおり、客観的状況から何らかの特別の関係があるのではないかと合理的に推測されるところであって、回答書（5）の回答は不合理と言わざるを得ないので、中山勇介氏及び笹澤知夫氏がどのような方であって、リジェネ社代表者との「ビジネス上の面識」が、どのような経緯で形成され、具体的にどのような関係であるのかを含めて、改めて具体的にご説明頂きたい。

【回答書（8）】本質問については既に回答書（1）及び回答書（5）で回答済みであり、それ以上の詳細について回答の必要性は認められないので、回答できかねる。なお、リジェネ社が保有するナガホリ株式について担保権が設定されている事実はない。STAND UP GROUPからリジェネ社への融資に関しては、STAND UP GROUPにおいて判断されたものであり、先方がどのような審査・判断過程を経て当該融資を実行されるに至ったのか、リジェネ社では回答できる立場にない。

<p>特に、リジェネ社はナガホリの主要株主であるところ、リジェネ社が保有するナガホリ株式会社に対して何らかの担保権が設定されているのであれば、開示が必要であるので、無担保なのか担保提供をしているのかについては、明確にご回答頂きたい。そして、仮に当該株式につき何らの担保権も設定されておらず、また、上記の燦キャピタルからの借入金のうち2000万円が未返済なのであれば、なぜそのような状況にあるリジェネ社に対して、当該株式につき何らの担保権も設定されないままにSTAND UP GROUPから7億円超もの融資がなされるに至っているのか、その理由につき具体的にご回答頂きたい。</p>	
<p><b>【質問状（10）】</b></p> <p>(1) ①リジェネ社が2022年4月15日に提出した大量保有報告書の変更報告書NO.2によれば、リジェネ社は、ナガホリ株式の取得資金の全額（7億1794万円）をSTAND UP GROUPから借り入れている。また、②株式会社アジアゲートホールディングス（以下「アジアゲートHD」）が布山氏に対するNC MAX WORLD株式会社（以下「NC MAX WORLD」）株式の代金の資金を調達するために、2022年1月14日を払込期日として、株式会社エム・クレド（以下「エム・クレド」）及びアクセスアジア株式会社を割当先として第三者割当増資を行っているところ、当該払込日の直後である同年1月28日に、エム・クレドは、当該第三者割当増資により取得したアジアゲートHD株式を、リジェネ社代表者が同じく代表者を務めるプラスワンHD及びSTAND UP GROUPの出資者（社員）2名（中山勇介氏及び笹澤知夫氏）に対して譲り渡しており、プラスワンHDからは4億1860万円が、中山勇介氏からは4億5592万円が、笹澤知夫氏からは3億8853万円がそれぞれエム・クレドに支払われている。この①及び②の資金原資について、リジェネ社でお分かりになる範囲でご説明頂きたい。</p>	<p><b>【回答待ち】</b></p>
<p>(2) 回答書（8）では、リジェネ社とSTAND UP GROUPないし</p>	<p><b>【回答待ち】</b></p>

出資者の中山勇介氏及び笹澤知夫氏との関係については回答を省略されている。  
ナガホリ側で調査したところ、以下の事実が判明している。

- ① STAND UP GROUPの笹澤知夫氏の商業登記簿上の住所と、「全国10万件以上のお医者さんガイド」を展開している株式会社セットアップ（以下「セットアップ」という。）の代表取締役を務めている笹澤知夫氏の商業登記簿上の住所が一致していることから、両者は同一人物と認められること
- ② セットアップの経理処理の場所は「東京都新宿区高田馬場2-15-6-2F」とされているところ（<https://ssl.10man-doc.co.jp/mart/mart.cgi?mode=note>）、これは、笹澤知夫税理士が所長を務める笹澤会計事務所の所在地（東京都新宿区高田馬場2-15-6牛丸ビル2F）と一致していることから（<http://sasazawakaiki.com/index.html>）、STAND UP GROUPの笹澤知夫氏は笹澤会計事務所所長の笹澤知夫税理士と同一人物の可能性が高いこと

以上を踏まえて、まず、笹澤知夫氏についての上記①及び②の事実には誤りがあれば、ご説明頂きたい。

その上で、上記①及び②の事実には誤りがない場合には、笹澤知夫氏は、貸金業者として登録しているわけでもなく、リジェネ社とは全く関係ないビジネスを営んでいるにも拘らず、リジェネ社に対して、リジェネ社株式につき何らの担保権も設定されないままにSTAND UP GROUPから7億円超もの融資がなされるに至っているのは、金融債権者による通常の融資実務からは合理的に説明できない態様であると考えられるため、そのような融資を受けることが可能であった理由につき、詳細にご回答頂きたい。

【質問状（1）】ナガホリ株式の買付けに際しての第三者との間における意思連

【回答書（1）】なし（「ありません」との回答）。

<p>絡の有無及び意思連絡がある場合はその具体的内容及び当該第三者の概要</p>	<p>ナガホリがプレスリリースで指摘した布山高士氏（以下「布山氏」）や、その他の個人を含めて、意を通じて実質的に共同してナガホリ株式の買付けを行っているという事実はない。</p>
<p>【質問状（3）】リジェネ者によるナガホリ株式の取得時期・買い上がり方、布山氏による取得時期・買い上がり方の客観的な近接性・連関性に鑑み、俄かに信じ難い。リジェネ社代表者が唯一の取締役兼代表取締役として経営しているプラスワンHDは、布山氏からアジアゲートHDがNC MAX WORLD株式を取得した際の資金をアジアゲートHDが調達した第三者割当増資（新株式発行の払込期日及び新株予約権の割当日は、いずれも2022年1月14日）に応じたエム・クレドから、当該第三者割当増資直後（同年1月28日）に、アジアゲートHD株式を譲り受けており、この際にプラスワンHDと同時にアジアゲートHD株式を譲り受けた者は、今回、リジェネ社がナガホリ株式を取得する資金の提供を受けた合同会社STAND UP GROUPの出資者（社員）2名であるといった、リジェネ社と布山氏とのナガホリ株式取得以外における密接な関係に鑑みれば、ナガホリの疑念も極めて合理的であると考えているが、改めてリジェネ社と布山氏との関係についてご説明頂きたい。</p>	<p>【回答書（2）】回答書（1）で回答したとおり、リジェネ社と布山氏との間には、直接・間接を問わず、資本関係・取引関係の類は一切ない。</p>
<p>【質問状（4）】</p> <p>① 以下の（ア）ないし（ウ）の事実を踏まえれば、布山氏に対してアジアゲートHDがNC MAX WORLD株式の代金として支払った資金の一部は、究極的には、リジェネ社とプラスワンHDの共通の実質的支配者であるリジェネ社代表者が、今回、リジェネ社がナガホリ株式を取得する資金の提供を受けた合同会社STAND UP GROUPの出資者（社員）2名と共に負担をしていると解されること、</p> <p>（ア） アジアゲートHDは、布山氏に対するNC MAX WORLD株式の代金の資金を調達するために、2022年1月14日を払込</p>	<p>【回答書（3）】リジェネ社と布山氏の関係については回答書（2）で回答したとおり。</p>



期日として、エム・クレド及びアクセスアジア株式会社を割当先として第三者割当増資を行っているところ、当該払込日の直後である同年1月28日に、エム・クレドは、プラスワンHD及びSTAND UP GROUPの出資者（社員）2名（中山勇介氏及び笹澤知夫氏）に対して割り当てられたアジアゲートHD株式を譲り渡していること（アジアゲートHD株式の代金として、プラスワンHDからは4億1860万円が、中山勇介氏からは4億5592万円が、笹澤知夫氏からは3億8853万円がそれぞれエム・クレドに支払われていること）

(イ) プラスワンHDは、リジェネ社と同所に所在し、リジェネ社代表者と同一人が代表者を兼ねる会社である上に、株式会社FHTホールディングス（なお、当時の商号はターボリナックスHD株式会社。以下「FHT HD」）の2013年12月27日付けプレスリリース「子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」によれば、リジェネ社代表者が100%株主であると拝察されること

(ウ) 上記（ア）及び（イ）からすれば、布山氏に対してアジアゲートHDがNC MAX WORLD株式の取得対価として支払った資金のうち、4億1860万円についてはリジェネ社代表者（プラスワンHD及びリジェネ社の実質的支配者）が、合計8億4445万円についてはリジェネ社への資金提供者である上記中山氏及び笹澤氏が、それぞれ究極的には実質的に負担しているのではないかと合理的に推認できること

② 尾端氏は、2013年3月からFHT HDの執行役員を務めていたところ、アジアゲートHDの前代表取締役社長であった森欣也氏が2022年3月24日付けでFHT HDの代表取締役に就任しており、このように、尾

<p>端氏の経歴上も、アジアゲートHD関係者との接点が窺えること（なお、FHT HDについては、現代表取締役会長である車陸昭氏がナガホリ株式を2021年9月末以降に新たに取得しており（5000株）、この点でも、リジェネ社ないし尾端氏とFHT HDとの関係が窺える。）、</p> <p>③ 上記①に加えて、エム・クレド及びアジアゲートHDとの関係でいえば、上記アジアゲートHDの第三者割当増資にエム・クレドが応じた際の資金の提供者として開示されている森本浩行氏が代表者を務める吉野森久銘木店株式会社、ナガホリ株式を2021年9月末以降に新たに取得していること等、偶然というには余りにも多くの布山氏及びアジアゲートHD（の関係者）が同時期にナガホリ株式を取得していること、</p> <p>等々から、リジェネ社と布山氏の間にはナガホリ株式取得以外における密接な関係があるとの疑念を抱くことが合理的な事情が多数存在している。特に、上記①記載の事情からすれば、結果的に（尾端氏が代表取締役を兼任することが登記上明らかであり、かつ、公開情報から尾端氏が100%株主であると拝察される）プラスワンHD→エム・クレド→アジアゲートHD→布山氏という資金の流れがあると考えられることから、リジェネ社と布山氏の間には直接・間接を問わず、資本関係・取引関係の類は一切ないとの回答は合理的でない。改めて、リジェネ社と布山氏との関係について、具体的にご説明頂きたい。</p>	
<p>【質問状（1）】リジェネ社グループ及び上記意思連絡のある第三者による、ナガホリの株式の保有状況、ナガホリの株式又はナガホリ若しくはナガホリグループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びにナガホリの株式等の貸株、借株及び空売り等の状況：</p>	<p>【回答書（1）】なし（「ありません」との回答）。</p>

### 3 重要提案行為等について

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
【質問状（1）】現時点で想定されている「重要提案行為等」の内容	【回答書（1）】リジェネ社は面談を希望しており、リジェネ社が検討している重要提案行為等については面談時に説明する。
【質問状（3）】面談については差し支えないので、面談の目的及びリジェネ社が検討している重要提案行為の概要についてご連絡頂きたい。	【回答書（2）】まずはナガホリ経営陣の方々におけるナガホリの現状把握と今後の方針などを面談にて伺い、その上で、重要提案行為の概要についても話したい。
【質問状（4）】リジェネ社が検討しているアクションを含めた重要提案行為の内容を事前に具体的にナガホリにご共有頂けない理由を書面を以って具体的にご説明頂きたい。	【回答書（3）】重要提案行為等の内容については、回答書（2）で回答したとおり。リジェネ社としては、ナガホリ経営陣が過去及び将来におけるナガホリ業績及び株価等について、どのような考えを持っているのか等々、まずは面談において伺った上で、ナガホリの潜在的価値を引き出し、市場から正当な評価を受けるために必要となる重要提案行為等を行いたいと考えている。そのため、重要提案行為等をいつどのように行うかについては、現時点でその内容について具体的に説明することは出来ない。
【質問状（5）】重要提案行為を行う可能性を匂わせつつ、その内容を具体的に明らかにしないことには、ナガホリの株主その他の投資家に対する強圧性の観点から強い懸念があるため、当該重要提案行為等の概要を早急にご説明頂きたい。	【回答書（4）】回答書（3）でも申し上げたが、リジェネ社としては、ナガホリ経営陣が過去及び将来におけるナガホリ業績及び株価等について、どのような考えを持っているのか等々、まずは面談において伺った上で、ナガホリの潜在的価値を引き出し、市場から正当な評価を受けるために必要となる重要提案行為等を行いたいと考えている。加えて、ナガホリは回答書（3）におけるリジェネ社からの質問に十分な回答をしていないため、重要提案行為等をいつどのように行うかを含めて、現時点でその内容について具体的に説明することは出来ない。
	【回答書（5）】繰り返しになるが、ナガホリはリジェネ社からの質問に十分な回答をしていないため、重要提案行為等をいつどのように行うかを含めて、現時点でその内容について具体的に説明することは出来ない。
	【回答書（5）】既に過去の回答書において、何度も回答済みであるので、これ以上はリジェネ社から回答を要するものではないと考えている。
【質問状（7）】回答書（1）ではリジェネ社「が検討している重要提案事項に	（回答なし）

<p>関しましては」ナガホリ「との面談時にご説明差し上げたいと存じます」とあったが、回答書（５）においてリジェネ社は、リジェネ社からの質問にナガホリより十分な回答がなされていないことを理由に重要提案行為を「いつどのように行うかといった点も含め」「現時点でその内容について具体的に申し上げることは出来かねます」と回答しているが、リジェネ社が提出した２０２２年４月１４日付け大量保有報告書に記載されている保有目的は「重要提案行為等を行うこと」と断定的に記載されていることから、リジェネ社は、同日時点では既にナガホリに対して行う重要提案行為について構想を有していたと考えられる。</p> <p>質問状（５）で記載したとおり、重要提案行為を行う可能性を匂わせつつ、その内容を具体的に明らかにしないことには、ナガホリの株主その他の投資家に対する合理的な投資判断を困難にしかねず強い懸念があるため、当該重要提案行為等の概要を早急にご説明頂きたい。</p>	
<p>【質問状（８）】質問及び回答が平行線を辿っているため、今後も真摯かつ誠実な回答は頂けないと理解し、今後繰り返し開示・説明を求めることはしない。</p>	<p>【回答書（７）】リジェネ社として、現状に甘んじ続けてきたナガホリ経営陣の経営の在り方に疑問を持ち、ナガホリの抜本的な経営改善及び真の株式価値の向上のためには、新たな取締役や重要な使用人候補者の推薦などの重要提案行為等を通じた働きかけを行う必要があるとの認識を有していた。</p> <p>初めから具体的な重要提案行為等の内容を持ち合わせていなければいけないといったルールはなく、リジェネ社としては、ナガホリ現経営陣の経営の在り方及び今後の方針について、直接聞いた上で、最終的な重要提案行為等の具体的内容を確定させるつもりでいたが、面談をナガホリが頑なに拒否するからそれが叶わない状況となっている。</p>
<p>【質問状（９）】質問及び回答が平行線を辿っているため、今後も真摯かつ誠実な回答は頂けないと理解し、今後繰り返し開示・説明を求めることはしない。</p>	<p>（言及なし）</p>

#### 4 法令違反について

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
<p>【質問状（1）】リジェネ社が4月14日付けで提出した大量保有報告書及びその変更報告書（変更報告書1）について、提出期限に遅延した理由</p>	<p>【回答書（1）】リジェネ社が、大量保有報告義務が発生した時点において、本店所在地及び役員に関して変更登記手続中であり、EDINETコード取得に際し必要となる登記簿謄本等を取得することができなかったことが理由である。なお、大量保有報告書の提出につきましては、事前に関東財務局に相談の上で行っている。</p>
<p>【質問状（3）】リジェネ社の報告義務発生日にはまだ、変更登記手続中ではなかったように解されるが、大量保有報告書及びその変更報告書の提出が遅延した理由をもう一度ご説明頂きたい。</p> <p>また、本店所在地及び役員の変更登記手続を速やかに行うことで、変更後の内容のEDINETコードを取得することも可能だったように見受けられる。</p>	<p>【回答書（2）】回答書（1）で回答したとおり、リジェネ社の本店所在地及び役員の変更登記手続が完了し、リジェネ社の正確な情報が反映された登記簿謄本に基づいて、EDINETコード取得の手続を行おうとした結果、大量保有報告書の提出が遅延したものである。</p>
<p>【質問状（4）】大量保有報告義務が発生した時点において、リジェネ社が本店所在地及び役員に関して変更登記手続中であった旨の事実はないことを前提に、リジェネ社の大量保有報告書の提出懈怠の理由に関しても、改めてご説明頂きたい。</p>	<p>【回答書（3）】回答書（1）及び回答書（2）で回答したとおり、リジェネ社の本店所在地及び役員（並びに商号）の変更登記手続が完了し、リジェネ社の正確な情報が反映された登記簿謄本に基づいて、EDINETコード取得の手続を行おうとした結果、大量保有報告書の提出が遅延したものである。</p>
<p>【質問状（5）】リジェネ社がナガホリの株式を取得し、大量保有報告義務が発生した時点において、リジェネ社が本店所在地及び役員に関して変更登記手続中であった旨の事実はないことから、その時点で大量保有報告書の提出を行うことが可能であったにも拘らず、敢えて変更登記の申請を先に行い、EDINETコード取得の手続を遅らせた上で、大量保有報告書を期限後に提出していることになるが、これまで繰り返し要請しているとおおり、リジェネ社の大量保有報告書の提出懈怠の理由に関して、なぜ報告義務発生後に速やかに提出せず、敢えて変更登記の申請を先に行ったのかも含め、改めてご説明頂きたい。</p>	<p>【回答書（4）】当時、尾端においては期限までに大量保有報告書を提出する必要があることを認識していたが、登記申請後に、リジェネ社においてEDINETコードが未取得であることが発覚し、これを取得するための手続が別途必要であることが判明した。その時点では登記変更手続中であったため、リジェネ社の履歴事項証明書入手することができず、EDINETコードの取得手続を行えなかった。その結果、登記手続が終了後、EDINETコードの取得が完了し、EDINETコードの取得日に大量保有報告書の提出に至った。このように、どちらか選択できるという認識の下、「敢えて」大量保有報告書の提出に先んじて変更登記手続の申請を行ったのではない。</p>

	【回答書（5）】大量保有報告書の期限後提出に至った理由は回答書（4）において説明したとおり、「敢えて」大量保有報告書の提出に先んじて変更登記手続の申請を行ったものではない。
【質問状（1）】リジェネ社グループ、ナガホリ株式の買付けの資金源及び意思連絡のある第三者について、現在又は過去10年間において、法令違反や反社会的勢力との関わりがあったか。	【回答書（1）】なし（「ありません」との回答）。 大量保有報告書の提出遅延についても、リジェネ社の法令遵守体制に問題はない。
【質問状（3）】リジェネ社の本店所在地及び役員の変更登記について登記申請期限を徒過しているようだが、この点についてはどのような認識なのか。	【回答書（2）】質問状（3）で指摘する登記申請期限日（3月27日）には誤りがある。
【質問状（4）】（質問状（3）で指摘した登記申請期限日を訂正して、その上で再度質問）リジェネ社は登記申請期限を正確に理解しているにも拘わらず、登記申請期限を登記を徒過しているが、義務の懈怠についてどのような理解をされているのか、また、どのような事情により、登記申請が遅延したのか。	【回答書（3）】リジェネ社が申請期限を遵守出来なかった理由は、端的に手続の履践を失念していたためである。
【質問状（3）】リジェネ社の決算公告が全く見当たらないが、決算公告義務の懈怠の有無及び法令違反がないとした回答との整合性	【回答書（2）】尾端が取締役に就任した以前の期間に係る決算公告の義務違反については把握していなかった。

## 5 大場武生氏との関係について

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
【質問状（2）】リジェネ社の商号がN&Mマネージメントのシスウェーブ株式の大量取得について、大場武生氏（以下「大場氏」）が関与している旨の報道がされているが事実か。仮に事実ではない場合には、リジェネ社が取った対応、大場氏とリジェネ社の関係	【回答書（2）】大場武生氏なる人物は知らず、経営に関与しているという事実もない。リジェネ社は反社会的勢力との繋がりには有していない。
【質問状（4）】燦キャピタルの2020年2月14日付けプレスリリース「特別損失計上に関するお知らせ」によれば、燦キャピタルは、同日、「従来からの取引先である」リジェネ社（当時の商号は株式会社イノプライズ）に対する貸付	【回答書（3）】リジェネ社と大場氏との関係は回答書（2）で申し上げたとおり。

<p>金5000万円のうち2000万円が未回収であって、返済期日が確定しないことから貸倒引当金を計上し、特別損失として計上した旨を公表しているところ、燦キャピタルについても、大場氏が第三者の名義を利用して実質的に投資をしている旨の報道が2017年になされている。</p> <p>このように、リジェネ社と大場氏との繋がりに関する報道が、時期も、対象とする会社も異にして繰り返されている点から、ナガホリとしては、リジェネ社と大場氏に関する一定の繋がりがあるのではないかとの疑念を払拭することはできない。</p> <p>このため、上記の燦キャピタルによるプレスリリース及び報道された事実に関して、以下の点についても、併せてご回答頂きたい。また、リジェネ社の代表取締役役が変更されたことに伴い、説明が困難である場合は、前代表者であり、リジェネ社の100%株主であった橘祐司氏に事情を確認した上で、リジェネ社内で当然に保管されていることが想定される記録・文書をもとに回答頂きたい。</p>	
<p>① リジェネ社が燦キャピタルから5000万円の貸付けを受けるに至った経緯、貸付けの実行日時、貸付金の使途</p> <p>② リジェネ社が燦キャピタルの「従来からの取引先である」ことに関して、当該取引の開始の経緯・時期、リジェネ社を燦キャピタルに紹介した或いは燦キャピタルをリジェネ社に紹介した仲介者の有無</p> <p>③ 仮にリジェネ社と燦キャピタルの取引関係が上記の報道よりも後に開始されている場合には、当該報道の存在にも拘らず、リジェネ社が燦キャピタルとの取引関係を開始した理由</p>	<p>【回答書(3)】①ないし③の点については、リジェネ社(尾端氏)において把握していないので回答しかねる(資料についても引継ぎを受けていない)。橘祐司氏に確認は試みるが、協力を得られるかは不明。</p> <p>【回答書(3)】各報道についてもリジェネ社は確認していないし、その必要もない。</p>
<p>【質問状(5)】リジェネ社と大場氏の間に関係が存するのではないかという疑念は、上場会社であるナガホリの一般株主や投資家にとって重大な関心事である。ナガホリの各質問状での指摘については、リジェネ社の現在の代表者は把握</p>	<p>【回答書(4)】前代表の橘祐司氏に対して接触を試みたが、無応答だったため、質問状(4)の①ないし③の点については、リジェネ社(尾端氏)において把握していないので回答しかねる。</p>

<p>されておらず、前代表の橋祐司氏に確認して頂けるとのことなので、その確認結果を待つ。</p>	
<p>【質問状（9）】経済ジャーナリストである高橋篤史氏の著書『亀裂 創業家の悲劇』（講談社、2022年）216頁によれば、質問状（4）で記載した借入金残高につき「踏み倒していた」あるいは「焦げ付かせてしまっていた」と記載されているが、この借入金については現在返済されているのか、仮に返済されていないのであればどのような処理がなされたのか、燦キャピタルとの間で法的紛争にはなっていないのか、具体的にご説明頂きたい。</p> <p>なお、上記はリジェネ社自身の借入金であり、弁済していなければ負債として会計上計上されているはずであり、弁済していれば出金の記録などが記録として残されているはずであり（少なくとも、弁済をしているのであれば、貸倒引当金計上後の、この約2年間で行われているはずであり）、現時点でリジェネ社が把握していないということは極めて不合理であるとともに、尾端氏が橋氏からリジェネ社株式を譲り受ける際に、リジェネ社の財務状況については当然説明を受けている（リジェネ社代表者としても、経営者として当然調査している）事項であるので、借入金の返済含め、どのような状況であるかは認識済み（認識済みでなければ、経営者としての資質に疑義が呈される）と理解している。</p>	<p>【回答書（8）】前代表の橋祐司氏から燦キャピタルから宛【原文ママ】の債務は存在しない旨の説明を受けており、同社から請求を受けている事実もない。</p>

## 6 アサヒ衛陶と尾端氏の関係について

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
<p>【質問状（4）】リジェネ社が行おうとしている重要提案行為等に関連して、尾端氏は、自らが代表者で唯一の株主と考えられるプラスワンHDを通じて、アサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」）に対して自らを取締役に選任することを含めた臨時株主総会招集請求を行い、その結果、2021年11月26日付け臨</p>	<p>【回答書（3）】尾端がアサヒ衛陶の代表取締役社長を辞任した理由について、他社に関する事象なのでリジェネ社の立場からは回答しかねる。</p>



<p>時株主総会においてアサヒ衛陶の取締役の入れ替えを実現し、同日付けでアサヒ衛陶の代表取締役社長に就任している（なお同日付けで星野和也氏（以下「星野氏」）も代表取締役会長に就任している。）。それにも拘らず、それから僅か2か月程度しか経過していない翌年1月19日付けで代表取締役社長を辞任（取締役についても同年2月25日付けで任期満了により僅か3か月で退任）しているが、尾端氏が、アサヒ衛陶の代表取締役社長に就任後僅か2か月程度の間で辞任された経緯・理由を具体的にご教示頂きたい。</p>	
<p>【質問状（5）】アサヒ衛陶の代表取締役社長に就任後僅か2か月程度の間で辞任された経緯・理由は、他ならぬリジェネ社代表者に関する事項であって、「他社に関する事象」などではなく、リジェネ社の立場からの回答がなされるべきである。リジェネ社として、ナガホリ株式の保有目的を「重要提案行為等」とされている以上、速やかに具体的にご説明頂きたい。</p>	<p>【回答書（4）】アサヒ衛陶とナガホリでは当然、個々の事情が異なるため、回答の必要性はないと考えているし、他社に関する事象であるので、リジェネ社の立場からは回答しかねる。</p>
<p>【質問状（6）】ナガホリに対してガバナンス改革を要求する以上は、当然自身の上場会社におけるガバナンスを巡る振る舞いについて説明責任があるので、改めてご説明頂きたい。また、アサヒ衛陶とナガホリはその事業内容も大きく異なる上に、尾端氏の経歴からしても、これまではナガホリ事業類似の事業に関与された経験がないように見受けられるが、それにも拘わらずナガホリ株式を10%以上も大量に買集め、「重要提案行為」を企図するに至った理由も併せてご説明頂きたい。</p>	<p>【回答書（5）】繰り返しになるが、アサヒ衛陶とナガホリでは当然、個々の事情が異なるため、回答の必要性はないと考えているし、他社に関する事象であるので、リジェネ社の立場からは回答しかねる。</p> <p>また、ナガホリの経営陣はナガホリ自身のことですら十分な回答及び資料開示を行っていないのにも拘わらず、自分たちのことを棚に上げリジェネ社ないし尾端に対し、他の上場会社における事象について「説明責任」があると執拗に詮索すること自体矛盾した言動であり、背理である。</p>
<p>【質問状（10）】</p> <p>リジェネ社の回答書（4）及び回答書（6）の「アサヒ衛陶・・・における2022年1月19日ないし2月25日における尾端を含む経営陣交代の中で、星野和也氏・・・と尾端の関係は悪化しており、以降、貴社株式の買集めの件についてはもちろんのこと、その余のあらゆる事柄も含め、星野氏と尾端との間で何らの連絡すら取り合える状態になく、実際に連絡を取り合ってもおりません」との</p>	<p>—</p>

<p>回答に拘わらず、リジェネ社によるナガホリ株式の保有目的は、当初から一貫して「重要提案行為等を行うこと」である上に、リジェネ社の回答書（7）によれば、ナガホリについても「新たな取締役や重要な使用人候補者の推薦などの重要提案行為等を通じた働きかけを行う必要がある、との認識を有していたことは事実であり、現在においてもその認識に変わりはありません」とのことであることから、ナガホリに対しても、アサヒ衛陶に対するのと同様のアクションを起こされる可能性があるとの認識しており、他の上場会社に関する事象であるからという一事を以て回答の必要がなくなるというようなものではないと解される。</p> <p>また、上場会社であるナガホリに対してガバナンス改革を要求される以上は、当然自らの他の上場会社におけるガバナンスを巡る振る舞いについても説明責任があり、共同してこの活動を行った方々とのご関係についても、これらの方々についても、質問状（10）で指摘するとおり、金商法その他の法令違反による処分歴等があること等に鑑みれば、リジェネ社は上場会社であるナガホリの主要株主であることから、説明責任があると思料されるので、改めて、以下の質問に具体的にご回答頂きたい。</p>	
<p>ア アサヒ衛陶の経営権掌握に向けた打ち合わせの有無</p> <p>2021年9月7日に、プラスワンHDの会議室で、リジェネ社代表者の尾端氏、星野和也氏、前一明氏、金井和彦氏との間で会合が行われたのは事実か、また、その場においてアサヒ衛陶の経営権を握るための話し合いが行われたというのは事実かについて、それぞれ端的にご回答頂きたい。</p>	【回答待ち】
<p>イ 金井和彦氏との関係について</p> <p>金井和彦氏については、「執行猶予中の身」であるとの報道がなされているが、ナガホリの筆頭株主かつ主要株主であるリジェネ社の代表者と上記のような報道がなされている方との関係は、ブランドイメージや信用がなによりも重要な宝飾品事業を営んでいるナガホリにとって、その企業価値ないし</p>	【回答待ち】

株主共同の利益に深刻な悪影響を与える極めて重大な問題であること、及び、宝石・貴金属等取扱事業者の経営者は、マネー・ローンダリング等の防止のための高い遵法意識が必要であり、万が一にもマネー・ローンダリング等に加担したり、それを助長したりするようなことがあってはならないこと等に鑑み、この金井和彦氏とリジェネ社ないしリジェネ社代表者の関係について具体的にご説明頂きたい。

また、金井和彦氏は、2020年9月末時点におけるパス株式会社の大株主（第10位株主。持株割合1.20%）として、リジェネ社代表者の尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンHD（第8位株主。持株割合1.90%）と共に登場されている（逆にそれ以外の時期には公表資料上は金井氏もプラスワンHDも大株主として登場していない）が、リジェネ社ないしリジェネ社代表者は金井和彦氏といつから面識があり、どのような関係にあるのかについてもあわせてご説明頂きたい。

ウ 前一明氏との関係について

前一明氏については、前一明氏が代表取締役を務めていたファーストメイク・リミテッド株式会社及びその代表者である前一明氏は、金商法違反を理由に、2016年3月28日、関東財務局より3か月間の金融商品仲介業の業務停止命令を受けている。

ナガホリは上場会社であることから、現在、ナガホリの筆頭株主かつ主要株主であるリジェネ社代表者と、このような金商法違反による処分歴がある方との関係は、ナガホリ株主の皆様にとって重要な意味を有するので、この前一明氏とリジェネ社ないしリジェネ社代表者の関係について具体的にご説明頂きたい。また、プラスワンHDによるオプトロムへの、2014年9月25日及び同月30日の、それぞれ2000万円及び2500万円の運転資

【回答待ち】

<p>金の貸付けに前一明氏（同氏が関与する会社を介したのものも含む）が関与されているか、関与されている場合にはその内容について具体的にご説明頂きたい。</p>	
<p>エ プラスワンによる開示について</p> <p>(a) 有価証券届出書における開示とその後の行動との不整合</p> <p>リジェネ社代表者尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンHDは、2020年8月31日時点でアサヒ衛陶に対して、基本的に純投資であり、長期保有する意思がなく、大株主としてナガホリの経営に介入する意思がないとの保有方針を表明していたにもかかわらず、そのわずか1年余り後に、その表明を覆して、アサヒ衛陶に臨時株主総会招集請求を行って旧経営陣を退陣させ、尾端氏が自らアサヒ衛陶の代表取締役社長に就任するに至った理由について、具体的にご説明頂きたい。</p>	<p>【回答待ち】</p>
<p>(b) 大量保有報告書の記載について</p> <p>プラスワンらがアサヒ衛陶に対して2021年9月30日付けで行った上記臨時株主総会招集請求では、株主総会の議題として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が掲げられており、その議案としては、尾端氏を取締役に選任するものの他、田中威之氏を取締役に選任する議案も提案されている（アサヒ衛陶の2021年10月4日付けプレスリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」別紙3～4頁参照）。</p> <p>また、①2021年5月31日時点では、プラスワンはアサヒ衛陶株式を8万9600株（大株主順位第4位、持株割合2.87%）、星野和也氏は6万株（大株主順位6位、持株割合1.92%）、田中威之氏は9万9500株（大株主順位第3位、持株割合3.19%）をそれぞれ</p>	<p>【回答待ち】</p>

れ所有しており（アサヒ衛陶の2021年7月15日付け第2四半期報告書6頁）、②同年11月30日時点では、プラスワンは同じく8万9600株（大株主順位第5位、持株割合2.83%）、田中威之氏は500株増加の10万株（大株主順位第2位、持株割合3.16%）をそれぞれ所有し、金井和彦氏も9万6000株（大株主順位第3位、持株割合3.03%）を所有していることが記載されている。なお、星野和也氏は大株主欄には記載されていないが、11万7600株所有している旨記載されている（アサヒ衛陶の2022年2月28日付け有価証券報告書17頁、24頁）。

大量保有報告規制上、株券等保有割合を合算して計算することとされている共同保有者については、「株券等の保有者が、当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者をいう」と定義されているところ（金商法27条の23第5項）、プラスワンHD尾端氏、金井和彦氏及び星野和也氏は、プラスワンHDの会議室において、2021年9月7日にアサヒ衛陶の経営権を握るための話し合いを行った旨報道されており、尾端氏と田中威之氏はアサヒ衛陶の臨時株主総会で共に取締役候補者として擁立されている関係にある以上、少なくとも「株主としての議決権」を「行使することを合意している」ことが合理的に推測され、少なくとも当該臨時株主総会招集請求の時点で、プラスワンHD（尾端氏）、金井和彦氏、星野和也氏及び田中威之氏の4者は大量保有報告規制上の「共同保有者」に該当する関係にあったことが合理的に推認され、仮にこれらの4者が「共同保有者」の関係にあった場合には、上記2021年5月31日時点の所有株式数で計算するとその

株券等保有割合は約7.98% (24万9100 ÷ 312万1000) となり、同年11月30日時点の所有株式数で計算するとその株券等保有割合は約12.72% (40万3200 ÷ 316万9600)、上記の2021年9月7日における会合が存在しなかったのとしても、少なくとも、2021年9月30日にプラスワンHDが上記臨時株主総会招集請求を行った時点では、合計で6.06%、また、同年11月30日時点では合計で5.99%であった。

然るところ、プラスワンHDは、2020年10月29日付けで提出した変更報告書No. 1を最後に、アサヒ衛陶株式の保有につき変更報告書を提出しておらず、当該変更報告書では共同保有者の記載も一切なく、保有目的は「純投資」と記載されている。

リジェネ社代表者尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンHDが、①星野和也氏、金井和彦氏及び田中威之氏を共同保有者として大量保有報告書の変更報告書を提出しなかった理由、②2020年10月29日付け変更報告書では保有目的を「純投資」としているにも拘らず、上記のとおりそのわずか1年余り後に、プラスワンHDがアサヒ衛陶に臨時株主総会招集請求を行って旧経営陣を退陣させ、プラスワン代表取締役の尾端氏が自らアサヒ衛陶の代表取締役社長に就任した理由について、それぞれ具体的にご説明頂きたい。

## 7 マイルストーンマネジメントとの関係について

ナガホリの質問

リジェネ社の回答

【質問状（7）】ナガホリは、8月1日に、島崎紀子氏（以下「島崎氏」）が代表取締役を務めるマイルストーンマネジメント株式会社（以下「マイルストーンマネジメント」）の代理人である大下良仁弁護士（以下「大下弁護士」）から、ナガホリ株式の大規模買付行為等に係る7月29日付け「大規模買付行為等趣旨説明書」等を受領した。マイルストーンマネジメントとリジェネ社については、下記（i）及び（ii）に詳述するとおり、それぞれの代表者について星野氏を介して何らかの関係があること、及びそれぞれの代理人について、大塚和成弁護士（以下「大塚弁護士」）を介して何らかの関係があることが合理的に推測される。

- (i) 島崎氏は、太洋物産株式会社（以下「太洋物産」）の2021年12月13日付け定時株主総会招集通知12頁において、同社の同年9月末現在の第10位株主（持株割合2.3%）として登場する島崎紀子氏と同一人物ではないかと考えられるところ、同頁で同社の第4位株主（持株割合4.7%）として登場し、太洋物産の同年8月13日付けプレスリリースによれば同年9月3日を払込期日とする同社による第三者割当増資（払込金額6995万5400円。持株割合にして8.5%相当）を引き受けている株式会社ランニングの代表取締役2名のうち1名は星野氏とされている。この星野氏は、質問状（4）及び（6）で詳述したとおり、尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンHDらが2021年9月30日付けの臨時株主総会招集請求書をもって招集請求権を行使した結果、同年11月26日に開催されたアサヒ衛陶株式会社の臨時株主総会において、尾端氏と共にプラスワンHDらによって候補者として擁立された上で取締役役に選任され、さらに、同日開催の同社取締役会において、尾端氏と共に代表取締役に選任された（尾端氏は代表取締役社長、星野氏は代表取

【要望書】（正式な回答は別途書面（回答書（6））にて行う旨の留保あり）  
リジェネ社とマイルストーンマネジメントとの間で、ナガホリの大規模買付行為等への対応策で定義する「特定株主グループ」に該当することはない。  
星野氏と尾端氏がアサヒ衛陶において共に代表取締役に選任されたことは事実だが、その僅か2か月後の2022年1月19日に尾端氏は代表取締役の職を辞するとともに、同年2月25日の同社の第71回定時株主総会において、星野氏は再任される一方、尾端氏は不再任となり、同株主総会終結の時をもって取締役の地位も失った。その点、他社の上場会社のことでもあるため事の詳細については引き続き伏せるが、かかる経営陣交代の中で、星野氏と尾端氏の関係は悪化しており、同株主総会時以降、ナガホリ株式の買集めの件についても含め、星野氏と尾端氏の間で何らの連絡すら取り合える状態ではなく、実際に取り合ってもいない。  
したがって、マイルストーンマネジメントないし島崎氏と星野氏の間にもどのような関係があるのかわかりませんが、仮に両者に何らかの関係があったとしても、リジェネ社ないし尾端氏が星野氏ないし同氏と関係するような人物が支配するような会社との間で協同してナガホリの株式の買い集めを行う事などあり得ない。:

#### 【回答書（6）】

尾端氏と島崎氏の間には関係はない。  
ナガホリ及びリジェネ社の件について戸田弁護士と大下弁護士の間には関係はない。ナガホリ及びリジェネ社の件以外の戸田弁護士と大下弁護士との面識の有無等については回答を差し控える。  
リジェネ社とマイルストーンマネジメントとの間でナガホリ株式取得に関し、それぞれの代表者又は代理人を介して実質的に共同している事実はない。  
以上のように、リジェネ社とマイルストーンマネジメントとの間で、ナガホリの大

締役会長に各選任)。

このように、尾端氏は、アサヒ衛陶の前代表取締役社長として星野氏と当然に面識があると考えられるだけではなく、その選任経緯からして、星野氏を役員候補者として（実質的には）尾端氏が推薦する程度の強固な人的関係が従前から存在していたことが推測されるところであり、併せて、マイルストーンマネジメント代表者の島崎氏と星野氏は、太洋物産を通じて一定の関係があるため、リジェネ社代表者の尾端氏とマイルストーンマネジメント代表者の島崎氏とは、星野氏を介して何らかの関係があると合理的に推測される。

(i i) リジェネ社代理人のうちの一人であってリジェネ社代理人が所属する法律事務所の代表である戸田裕典弁護士（以下「戸田弁護士」）とマイルストーンマネジメント代理人の大塚弁護士とは、公表資料並びにナガホリ及び当職らにて調査した結果から判明する以下の（ア）ないし（オ）の事実から、大塚弁護士を介して何らかの人的関係その他の関係があることが合理的に推測される。

(ア) 戸田弁護士は、株式会社三ツ星との紛争において、アダージキャピタル有限責任事業組合の代理人を大塚弁護士と共同受任していたこと

(イ) （島崎氏と同一人物ではないかと考えられる）「島崎紀子」氏が太洋物産の大株主に登場したのと同じタイミングで同社の第5位株主（持株割合4.15%）に登場した株式会社敷島ファーム（以下「敷島ファーム」）は、2021年12月30日付けの臨時株主総会招集請求書をもって招集請求権を行使して大塚弁護士を太洋物産の取締役候補者として擁立し、その結果として2022年3月1日に開催された太洋物産の臨時株主総会

規模買付行為等への対応策で定義する「特定株主グループ」に該当することはない。

また、アサヒ衛陶における2022年1月19日ないし2月25日における尾端を含む経営陣交代の中で、星野氏と尾端の関係は悪化しており、以降、ナガホリ株式の買集めの件はもちろんのこと、その余のあらゆる事柄も含め、星野氏と尾端との間で何らの連絡すら取り合える状態になく、実際に連絡を取り合ってもいない。したがって、マイルストーンマネジメントないし島崎氏と星野氏との間に、どのような関係があるのかりジェネ社は把握していないが、ナガホリの推察どおり、仮にその両者に何らの関係があったとしても、リジェネ社ないし尾端が星野氏ないし同氏と関係するような人物が支配する会社との間で協同してナガホリの株式の買集めを行うこと等ありえない。



において、大下弁護士は同社の取締役として選任されたが、その際に、大塚弁護士が敷島ファームの代理人を務めていたこと（なお、上記（i）のとおり、この臨時株主総会招集請求権の行使に先立って、尾端氏と密接な関係がある星野氏が代表取締役の一人を務めるランニングが太洋物産の大株主となっている。）

- (ウ) 太洋物産の2022年2月14日付け臨時株主総会招集通知8頁によれば、大下弁護士は大塚弁護士が当時代表を務めていた二重橋法律事務所に2015年4月から所属していたこと
- (エ) アジア開発キャピタル株式会社の2021年8月10日付けプレスリリースによれば、同社の第三者委員会の委員を大下弁護士が務めていたが、大塚弁護士は同社の代理人を株式会社東京機械製作所との紛争において務めていたこと
- (オ) 株式会社Nutsの2020年9月28日付けプレスリリース添付の同社の外部調査委員会による調査報告書2頁～3頁によれば、大下弁護士が外部調査委員会の委員を務めた株式会社Nutsの調査において大塚弁護士が代表を務めるOMM法律事務所が調査補助者を務め、大塚弁護士も調査補助者としてその名が記載されていること

以上のように、複数の事実関係から、リジェネ社代表者の尾端氏とマイルストーンマネジメント代表者の島崎氏との間には、一定の関係があるのではないかと推測される状況であるので、

- ①リジェネ社代表者の尾端氏とマイルストーンマネジメント代表者の島崎氏の関係の有無及び関係がある場合にはその詳細、
- ②リジェネ社代理人である戸田弁護士とマイルストーンマネジメント代理人であ

<p>る大下弁護士との関係（大塚弁護士を介したものを含む）の有無及び関係がある場合にはその詳細、</p> <p>③リジェネ社とマイルストーンマネジメントがナガホリ株式取得に関してそれぞれの代表者又は代理人を介して実質的に共同している事実の有無についてご説明頂きたい。</p>	
<p>【質問状（8）】戸田弁護士と大下弁護士の関係についての回答にある「リジェネ社及びナガホリの件」が何を限定しているのか不明確であるから、改めて、両弁護士の間関係について、「リジェネ社及びナガホリの件」以外についても、回答頂きたい。</p> <p>また、質問状（7）でも詳述したとおり、両弁護士の間には、大塚弁護士を介して何らかの人的関係その他の関係があることが合理的に推測され、かつ、市場における株式の買集めや、大株主であることを背景とした臨時株主総会請求等、ナガホリ株式の大量買集め事案と共通性・類似性を有する事案等での協働関係も複数見られるが、そのような事実を踏まえてもなお回答を拒否するのであれば、回答を拒否する理由をご説明頂きたい。</p>	<p>【回答書（7）】既に回答書（6）にて回答済みであり、「ナガホリ及びリジェネ社の件」以外のことに関しては回答の必要性は皆無と考えている。また、弁護士には守秘義務があるので、そもそも他社の案件について説明することはおよそ出来かねる。</p>

#### 8 尾端氏による他の法人を通じた活動について

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
<p>【質問状（7）】株式会社ARK、株式会社Sanctuary及び株式会社e-World Capital Partners Japan株式会社との関係について、以下につきご教示頂きたい。</p> <p>①尾端氏による株式会社Sanctuary（以下「Sanctuary」）の株式保有の有無、その他同社との関係</p> <p>②尾端氏による株式会社ARK（以下「ARK」）の株式保有の有無、その他同</p>	<p>【回答書（6）】唐突に質問しているが、如何なる関係性あるいは趣旨に基づいて聞いているのか不明であり、回答の必要性がないものと思料するので、回答は致しかねる。もっとも、回答の必要性について具体的にご教示頂ければ、必要に応じて回答する。</p>

<p>社との関係</p> <p>③尾端氏によるe-World Capital Partners株式会社 (以下「EWCP」)の株式保有の有無、その他同社との関係</p> <p>④尾端氏と葉室一政氏とのビジネス上の交流又は面識の有無</p>	<p>【回答書(7)】ARK及びその代表の葉室氏における特定商取引法違反の行為に尾端が関与している等と言った事実はない。</p> <p>Sanctuary、ARK及びe-World Capital Partners株式会社について尾端がその株式を保有している事実もない。</p> <p>過去に尾端がSanctuaryの監査役及び代表清算人を、e-World Capital Partners株式会社において取締役を務めていたのは事実であるが、それ以外に尾端が役員に就任している事実はない。</p> <p>Sanctuaryの監査役については、設立時に知人に依頼されて一時的に監査役に就任したものの、その後間もなくして後任者が見つかったため、直ぐに辞任している。代表清算人についても過去に会社清算の経験があったことを買われて同社の役員らの依頼を受けて就任したものである。</p> <p>葉室氏と尾端の関係について、同氏がe-World Capital Partners株式会社の執行役員であった関係上、尾端において面識があり、その後葉室氏が独立する形でSanctuary及びARKを設立した後、同人の依頼を受けて、同社のコールセンターとしてリジェネ社事務所を一部間貸ししていたことはあるが、リジェネ社及び尾端がARKの事業に関与していた事実はない。</p>
<p>【質問状(8)】ARKについては、2022年3月2日付けで中部経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分(連鎖販売取引の一部等を同日から同年6月1日までの3か月間停止することの命令等)を実施しており、この違反行為当時の代表者は葉室一政氏と記載されている。なお、違反行為は①勧誘目的等の明示義務に違反する行為(勧誘目的の不明示)、②勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘、③ARKの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為とされている。他方、①尾端氏はSanctuaryの監査役を2013年3月31日まで務め、さらに2022年8月1日からは代表清算人も務めていたこと、②ARKの東京コールセンターがリジェネ社本店所在地と同じビル・フロアに所在していたこと、③このSanctuaryとARKは、(i)葉室一政氏含めその役員4名が共通しており、(ii)同一URLのウェブサイトの使用、同一電話番号のコールセンターの使用、継続して名古屋市内の同一のビル・フロアを使用している経緯があること等から、リジェネ社ないし尾端氏とARK及びSanctuaryとの間に何らかの事業上の関係及び人的関係が合理的に推測される。リジェネ社はナガホリの筆頭株主かつ主要株主であるところ、その代表者である尾端氏が、特定商取引法に違反する行為に関与していたとなれば、これはナガホリの企業価値ないし株主共同の利益に影響を与えるものであり、それにも拘らず(特に、ARKやSanctuary、葉室一政氏と関係がなければ、他の回答と同様に「関係はありません」とのみ回答すればよいにも拘らず、敢えて)「回答の必要性がない」とリジェネ社はしている。</p>	

以上を踏まえて、ナガホリの質問状（7）記載の質問について回答頂きたい。

【質問状（9）】尾端氏らが被告とされている訴訟（以下「別件訴訟」）の被告第1準備書面において、尾端氏を含む被告らの訴訟代理人が、明示的に、「被告葉室及び被告尾端が、サンクチュアリー株式会社及び株式会社ARKを設立してMLM事業を行っていることは認め」との認否を行っており、リジェネ社の回答書（7）にある「尾端がARKの事業に関与していた事実はありません」との記載は上記事実認否と明らかに矛盾している。

また、リジェネ社代表者及び葉室氏が共同でSanctuary及びARKを設立してMLM事業を行っていたとする別件訴訟における主張と比較すると、回答書（7）での回答は矛盾と言わざるを得ないほど関与の程度の隔たりがある。

さらに、質問状（8）でも記載したとおり、ARKについては、2022年3月1日付けで石川県が、2022年3月2日付けで中部経済産業局が、それぞれ特定商取引法に基づく行政処分（連鎖販売取引の一部等を同日から同年6月1日までの3か月間停止することの命令等）を実施しており、この違反行為当時の代表者は葉室一政氏と記載されている。なお、違反行為は①勧誘目的等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）、②勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘、③ARKの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為とされている。

現在のARKの代表取締役の東門猛氏（以下「東門氏」）は、株式会社PREMIUM（以下「PREMIUM」）の代表取締役も兼任しているところ、このPREMIUMは、①設立時（2020年6月17日）の代表取締役が尾端氏であり（尾端氏は2022年3月26日付けで辞任し、その旨が同年4月11日に登記している。）、且つ、②過去の本店所在地が、リジェネ社及び尾端氏が同じく代表取締役を務める株式会社オアノエンターテインメントと同じ東京都港区芝五丁目13番

【回答書（8）】別件訴訟での主張内容が不正確であり、別件訴訟の認否は令和4年月29日付け被告第3準備書面において訂正済みである。回答書（7）で説明したとおり、葉室氏が独立する形でSanctuary及びARKを設立した際、Sanctuaryの監査役を一時的に引き受け、また、ARKのコールセンターとしてリジェネ社事務所の一部を間貸しさせていたという意味で設立及び業務をサポートしていたという意味での関与してはいたが、それ以上の関与は無い。無論、特定商取引法違反の行為に尾端氏が関与しているといった事実は無い。

<p>13号サダカタビル5Fであった。</p> <p>また、PREMIUMの設立時の代表取締役が尾端氏であることから、当時のPREMIUMの株主も尾端氏であると推認される。</p> <p>これらの事実を踏まえると、リジェネ社及び尾端氏とARKとの間の事業上の関係及び人的関係について、回答書（7）での回答よりも強いものがあると合理的に推測されるが、別件訴訟での主張内容と、回答書（7）での回答のいずれが正しいのか。</p>	
<p><b>【質問状（10）】</b></p> <p>尾端氏が2011年9月1日から2013年5月15日まで取締役を務め、かつ、坂本周三氏が代表取締役を、葉室一政氏が上席執行役員を、それぞれ務めていたEWCP（尾端氏の取締役就任日である2011年9月1日に株式会社アルファスターから商号変更）については、調査したところでは、尾端氏が取締役に在任中であった2013年3月21日付けで、静岡県から、特定商取引法違反を理由として行政指導を受け、それに対する業務改善書を同月27日付けで同県に提出しているとの情報に接した。また、正にかかる業務改善書が提出されたのと同じ同月27日に、尾端氏が設立時監査役及び代表清算人を務めた上に、2014年10月1日から2015年6月1日までプラスワンHD本店所在地が同一であったSanctuaryが設立されている。</p> <p>また、このEWCPの元取締役の男性3名はEWCPを清算した後、SanctuaryやARKという名の別会社を次々に設立し、化粧品や健康食品などに商材を変えてマルチ商法を続けているとみられ、ARKは今年3月、特定商取引法に違反する行為があったとして中部経済産業局及び石川県から行政処分を受けているとも報じられている。</p>	—
<p>この点に関して、リジェネ社の回答書（7）及び回答書（8）では、尾端氏はSanctuaryの「監査役を一時的に引き受け、また、ARKのコールセンタ</p>	【回答待ち】

<p>一として当社事務所の一部を間貸しさせていた」だけである旨のご説明をされ、またEWCPについても、尾端氏が「取締役を務めていたことは事実です」とのみご回答されたが、尾端氏は、EWCPについては取締役としてその事業であるマルチビジネスに携わっていたことは事実であるものの、SanctuaryとARKについては事業運営に関与することもなければ、事業の内容にも一切関知していなかったという趣旨の回答と理解してよいか。</p>	
<p>また、上記のような回答内容では、ナガホリとしては、尾端氏のマルチビジネスへの関与の有無について合理的に判断することが到底できないので、EWCPに対する行政指導の内容及び業務改善書の内容の詳細、並びに、当該行政指導を受け、また、元取締役が被害者から訴訟を提起されているビジネスにどのように関与していたのかについて、詳細にご説明頂きたい。</p>	【回答待ち】
<p>以上に加えて、リジェネ社代表者尾端氏がアサヒ衛陶の2021年11月11日付け「臨時株主総会招集ご通知」における自らの経歴について、2011年2月のイーサイトへの入社歴（役員就任歴ではない）については記載しているものの、EWCP及びSanctuaryでの役員への就任歴を敢えて記載されなかった理由について具体的にご説明頂きたい。</p>	【回答待ち】
<p>【質問状（10）】</p> <p>別件訴訟の被告第1準備書面において、尾端氏を含む被告らの訴訟代理人が、明示的に、</p> <p><b><u>「被告葉室及び被告尾端が、サンクチュアリー株式会社及び株式会社ARKを設立してMLM事業を行っていることは認め」る</u></b></p> <p>との認否を行っており、リジェネ社の回答書（7）にある「尾端がARKの事業に関与していた事実はありません」との記載は、上記事実の認否と明らかに矛盾している。この点について、リジェネ社の回答書（8）では、</p> <p>「別件訴訟での被告第1準備書面における主張内容の方が不正確です（な</p>	【回答待ち】

お、この点については、令和4年9月29日付「被告第3準備書面」において訂正済みです)」

と回答されているが、当該別件訴訟における上記主張の訂正は、元々の主張が令和4年4月13日付けの準備書面で行われ、それから5か月余りが経過した後、ナガホリの質問状（9）を送付した同年9月22日からわずか1週間後（4営業日後）に行われている。これは、ナガホリからの質問に回答することが困難又は不都合であったため、かかる点を考慮して別件訴訟における主張を急遽事後的に修正したのではないかと疑わざるを得ず、不合理な回答であって、当該主張の訂正を以ってリジェネ社による回答に矛盾があったことを否定できるものではないと考えられる。

また、リジェネ社の回答書（7）に拘わらず、リジェネ社代表者尾端氏は、葉室氏が設立時から清算時まで代表者を務めていたSanctuaryにおいて設立時監査役だけでなく代表清算人まで務められているほか、Sanctuaryの本店所在地は2014年10月1日から2015年6月1日までの間及び2017年6月30日からその清算に至るまでの間、尾端氏が唯一の代表取締役を務めておりその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンと同一の場所にあり、さらに、葉室氏は、リジェネ社代表者の尾端氏が主宰した第2回oAno-Festival（2018年3月10日に開催。尾端氏が代表取締役を務める株式会社オアノエンターテインメントと同一名のイベント）の審査員として登場されている。加えて、2016年11月1日に設立されたARK（設立時の代表取締役は葉室氏）の本店所在地（愛知県名古屋市東区泉一丁目13番36号パークサイド1091ビル6F）はその時点におけるSanctuaryの本店所在地と同一であり、ARKが同年12月1日にその本店所在地を東京都港区麻布十番二丁目5番2号JMNビル5Fに移転したその正に同じ日に、尾端氏が唯一の代表取締役を務めておりその全株式を保有していると合理的に推測される

プラスワンがその場所に本店を移転してきているのであって、葉室氏の依頼を受けてSanctuary及びARKのコールセンターとしてプラスワンの事務所を一部間貸ししたとのリジェネ社ご回答は、遺憾ながら不自然といわざるを得ない。

このように、リジェネ社代表者の尾端氏が、葉室氏が代表者を務めていたSanctuaryにおいて設立時監査役だけでなく代表清算人まで務められていただけでなく、葉室氏が代表者を務めていたARKが（尾端氏が唯一の代表取締役を務めておりその全株式を保有していると合理的に推測される）プラスワンと同じ日に同一の場所に本店所在地を移転する等したり、尾端氏が主宰したイベントで葉室氏が審査員を務めていたりしたことからも、リジェネ社代表者の尾端氏と葉室氏とのビジネス上の交流は、ご回答頂いたもの以上に深いものがあるのではないかと推測され、別件訴訟における主張を取って訂正してまでこの点を秘匿しようとしているのではないかと疑われ、リジェネ社の回答は、リジェネ社代表者によるSanctuary及びARKの事業への関与を殊更に矮小化して見せようとしていると指摘せざるを得ない。改めまして、リジェネ社代表者の尾端氏と葉室氏のビジネス上の関係について、詳細にご回答頂きたい。

上記に関連して、Sanctuaryについては、清算人は重い法的責任を負うため（会社法653条、国税徴収法34条参照）、実務上、解散前の取締役がそのまま清算人になることが多く（同478条1項1号）、弁護士や会計士等といった専門家でもない尾端氏がその代表清算人を務められていたのは、その株主であって清算分配等との関係でそれが便宜であったからと考えるのが自然であるように思われるが、何故「監査役を一時的に引き受け、また、ARKのコールセンターとしてナガホリ事務所の一部を間貸しさせていた」だけの尾端氏が、「過去に会社清算の経験があったことを買われて、同社の役員らの依頼を受け」ただ



<p>けで、敢えて上記のように重い法的責任を負うこととなる代表清算人まで務められていたのか、その理由につき具体的にご説明頂きたい。</p> <p>また、リジェネ社代表者尾端氏はSanctuaryの適法性監査を担う監査役を務めておられたが、万一、同社が特定商取引法に基づき関係機関から行政指導や行政処分を受けられていたらその旨及びそれに関連してどのような措置を講じられたのかにつき、具体的にご説明頂きたい。</p> <p>さらに、リジェネ社代表者尾端氏はSanctuaryの代表清算人を務められていたが、その立場から、①Sanctuaryの取扱商品は「Healing Sanctuary」シリーズ及び「Black Sanctuary」シリーズというスキンケア化粧品であり、ARKの主力取扱商品は「Sanctuary Skin Care」シリーズというスキンケア化粧品であって、両社はARKの設立時から（Sanctuaryが解散決議を行う2017年7月31日の直前である）同年6月30日までの期間の大部分においてその本店所在地が同一であり、さらに、代表取締役も同じ葉室氏であったが、SanctuaryはARKに事業譲渡を行って解散することとなったのか、②そうでなければ、なぜSanctuaryは清算したのかにつき、それぞれ具体的にご説明頂きたい。</p>	
<p>【質問状（9）】EWCPの取締役であった佐々木隆行氏が、尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンHDの従業員であるか否か。</p>	<p>【回答書（8）】佐々木隆行氏はプラスワンHDの従業員ではない。</p>
<p>【質問状（9）】尾端氏が現在のPREMIUMの株主ではなくなっている場合には、変更の内容 PREMIUMの代表取締役が尾端氏から東門氏に交代された経緯</p>	<p>【回答書（8）】PREMIUMの設立時株主はプラスワンHDだったが、代表取締役の交代と同時期にPREMIUMの株式を東門氏に譲渡した。譲渡の理由は、売却価格が希望に合致したためであり、バイアウトを理由に尾端が役員からも退いた。</p>
<p>【質問状（10）】</p>	<p>【回答待ち】</p>

<p>アサヒ衛陶の2021年11月11日付け「臨時株主総会招集ご通知」によれば、尾端氏は①平成11年（1999年）5月に株式会社JMM'Sに入社され、②平成23年（2011年）2月に株式会社イーサイトに入社されている。</p> <p>まず、この株式会社JMM'Sについては、該当する商号の法人が見当たっていないが、ジャムズ・コンテンツ株式会社（2001年6月29日付けでジャパン・マルチオークション・マネージメント・システムズ株式会社から商号変更）との理解でよいかご確認頂きたい。</p>	
<p>次に、株式会社JMM'S（株式会社ジャパン・マルチオークション・マネージメント・システムズ）及び株式会社イーサイトについて、その事業内容を詳細にご説明頂くとともに、その会社での尾端氏の役割、活動内容等を詳細にご説明頂きたい。</p>	【回答待ち】
<p><b>【質問状（10）】</b></p> <p>（尾端氏が2011年2月から在籍していた）イーサイトの取締役は2011年4月1日から同年8月31日の間就任し、尾端氏の取締役就任と同日の2011年9月1日以降EWC Pの代表取締役に就任している坂本氏は、東門篤氏が代表取締役を務める集金代行・決済代行業者であるSCT株式会社（この本店所在地は、現在、東門猛氏が代表取締役を務めるARK及び株式会社PREMIUMと同一）の取締役にも就任されている（東門篤氏の代表取締役就任前までは、同社の代表取締役にも就任されていた）ようであるが、リジェネ社ないしリジェネ社代表者と東門篤氏とのご関係について、坂本周三氏を介したものも含め、詳細にご説明頂きたい。</p>	【回答待ち】

## 9 江川源氏との関係について

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
<p>【質問状（7）】五洋インテックス株式会社（以下「五洋インテックス」）は、2019年4月28日開催の臨時株主総会において、当該総会の招集請求を行った株式会社BTホールディング（以下「BTホールディングス」）及び同社の代表取締役である鈴木洋氏並びに株式会社木村建設及び同社の代表取締役である木村永浩氏に擁立された戸田弁護士を監査役に選任した後、2020年9月24日付けで江川源氏（以下「江川氏」）が代表を務める株式会社P&amp;Cから2億円の借入を行っているところ、江川氏は、ナガホリ株式を、2021年9月末以降に新たに相当数（51,400株）取得している。戸田弁護士は、その後、BTホールディングスらを代理して、五洋インテックスの取締役であった者3名に対して、同社の臨時株主総会の開催経緯を巡る紛争に関連して損害賠償を請求する旨の訴訟を提起・追行している。</p> <p>そこで、リジェネ社及び戸田弁護士と江川氏との交流又は面識の有無につきご教示頂きたい。</p>	<p>【回答書（6）】リジェネ社及び戸田弁護士共に、江川氏と交流及び面識はない。</p>
<p>【質問状（8）】尾端氏は2013年3月からFHT HDの執行役員を務めていたところ、江川氏が代表者を務める復華ジャパン株式会社は、このFHT HDの大株主だったという事実を踏まえても回答は変わらないのか。</p>	<p>【回答書（7）】リジェネ社及び戸田弁護士共に、江川氏と交流及び面識はない。</p> <p>回答書（6）の回答に変更はない。</p>

## 10 NDCとの関係について

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
<p>【質問状（8）】株式会社リアルビジョン（現在の商号は株式会社RVH。以下「リアルビジョン」）の適時開示によれば、リジェネ社は、2014年3月13</p>	<p>【回答書（7）】尾端がリジェネ社の代表取締役役に就任する以前に関する事情については分かりかねるが、現時点においてリジェネ社とNDCの間に人的関係はな</p>

<p>日、N. D. C INVESTMENT PTE. LTD. (当時の代表取締役は黒澤明宏氏。以下「NDC」) から、リアルビジョン株式142,000株を譲り受けており、当該適時開示において、NDCによる譲渡先(リジェネ社)の選定理由につき、(当時の)「N&amp;Mの代表取締役である橋祐司氏がNDCの株主でありNDCと人的交流もあるため」とされている。NDCは、リアルビジョンのほかにも、株式会社プリンシパル・コーポレーション(現在の商号はグローバルアジアホールディングス株式会社)等の上場会社に対する出資を行っており、リジェネ社も、NDCを通じて他の上場会社又はそれらに出資した者との間で関係を有している可能性があると考えられる。そこで、リジェネ社とNDCの間で現在も何らかの人的関係その他の関係があれば、その内容を具体的にご教示頂きたい。</p>	<p>く、その他の関係についてもリジェネ社で把握している事実はない。</p>
<p>【質問状(9)】2013年12月9日、リアルビジョンがNDCほかに第三者割当ての方法により新株及び新株予約権を発行していることを発表する適時開示において、リジェネ社の当時の代表者である橋祐司氏がNDCの「主たる出資者」である旨も記載されている。質問状(8)記載の事実も踏まえて、リジェネ社とNDCの間で現在も何らかの人的関係その他の関係があれば、その内容を具体的にご教示頂きたい。また、仮に現時点において、NDC並びにNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した者との間に、何らの人的関係もその他の関係もないとするのであれば、上記出資との関係で、いつ、どのような経緯で関係を断ったのか具体的にご説明頂きたい。</p>	<p>【回答書(8)】リジェネ社が把握している限りにおいて、リジェネ社とNDC並びにNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した社【原文ママ】との間で、現在、何らかの人的関係等はない。回答書(7)で回答したとおり、尾端が代取を務めることとなった時点でNDCと関係はなかったため、過去の関係性の点も含め同社との関係解消時期及び経緯については回答できかねる。</p>
<p>【質問状(10)】 以下の事項については、リジェネ社現代表者尾端氏が代表取締役に就任する2022年3月12日以前の事項であるが、これらについては、リジェネ社自身に関する事項であって、リジェネ社代表者尾端氏も前代表者である橋祐司氏からリジェネ社株式を譲り受ける際に説明を受けている(特に、リジェネ社の財務状況に</p>	<p>【回答待ち】</p>

については当然説明を受けている（リジェネ社代表者としても、経営者として当然調査している）はずの）事項である、又は少なくとも現時点においてリジェネ社として当然把握されているべき事項と考えられるので、詳細にご説明頂きたい。

ア リジェネ社とN. D. C INVESTMENT PTE. LTD. の関係について

ナガホリの質問状（8）で摘示した適時開示の上記内容、及び2013年12月9日、リアルビジョンがNDCほかに第三者割当ての方法により新株及び新株予約権を発行していることを発表する適時開示においても、リジェネ社の当時の代表者である橘祐司氏が、NDCの「主たる出資者」（橘氏はNDCの株式の82.8%を保有）である旨記載されていたこと、並びに、NDCは、リアルビジョンのほかにも、株式会社プリンシパル・コーポレーション（現在の商号はグローバルアジアホールディングス株式会社）等の上場会社に対する出資を行っていたこと等に照らせば、リジェネ社は当時、NDCを通じて他の上場会社又はそれらに出資した者との間で関係を有していたはずであり、現在においてもその関係が継続している可能性を否定できないと考えられる。

このため、リジェネ社とリアルビジョンとの関係に加えて、リジェネ社とNDCないしNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した者との間で現在も何らかの人的関係その他の関係があれば、その内容を具体的にご説明頂きたい。

また、仮に現時点において、リアルビジョン（現商号はRVH）や、NDCないしNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した者との間に、何らの人的関係もその他の関係もないとされるのであれば、上記出資との関係で、いつ、どのような経緯で関係を断たれたのか具体的にご説明頂きたい。

なお、リジェネ社の回答書（8）では、「ナガホリが把握している限りにおいて、ナガホリとNDC並びにNDCが出資した他の上場会社及びそれらの出資した社との間で、現在、何らかの人的関係等はありません」「尾端が代表を務めることとなった時点でNDCと関係はございませんでしたので、過去の関係性の点も含め同社との関係解消時期及び経緯については、ナガホリにおいて回答はできかねます」と回答されているが、この点は、リジェネ社の前代表取締役である橘氏から一切説明を受けていないということかご確認頂きたい。

イ リジェネ社のリアルビジョン株式に関する変更報告書提出懈怠の疑いについて

リジェネ社は、2014年3月13日付けでNDCからリアルビジョン株式142,000株及び新株予約権3,300個を譲り受けたことに伴い、同月20日付けでNDCと連名で大量保有報告書を提出し（株券等保有割合は新株分が2.24%。新株予約権分が5.25%の合計7.49%）、2014年3月31日時点のリアルビジョンの大株主にも、リジェネ社（当時の商号は株式会社N&Mマネジメント）が第5位株主（所有株式数142,000株。持株割合2.4%）として登場している。

その後、同年8月22日になって、リアルビジョンはリジェネ社が保有していた上記3,330個の新株予約権を全て取得しているところ、EDINET上、リジェネ社からは取得した株式及び新株予約権の増減についてその後変更報告書が提出された形跡は全くない。それにも拘らず、2014年9月30日時点のリアルビジョンの大株主からはリジェネ社は登場しなくなっている（リアルビジョンの2014年11月14日付け第2四半期報告書8頁。第10位株主の持株割合は1.28%）。

この点、リジェネ社が行ったナガホリ株式の大量買集めにおいても、遅く

とも同月4日には大量保有報告書を提出して、一般株主及び投資家の投資判断にとって非常に重要な情報である、株式の取得状況や保有目的（「重要提案行為等を行うこと」）について開示すべきであったのにこれを開示しないまま、同月5日以降も4日間で合計23万株（所有割合にして1.50%相当）のナガホリ株式を買い増した結果、ナガホリの主要株主となるに至っており、金商法27条の3第1項及び同法27条の5第1項に規定される書類の提出期限（報告義務発生日から5営業日以内）を大幅に徒過するといった法令に違反する行為を行っているところであって、リジェネ社による大量保有報告書の提出懈怠・提出遅延が繰り返されているのではないかと懸念される。従って、以上の懸念に鑑み、上記リアルビジョンの株式について変更報告書を提出していない理由について、具体的にご説明頂きたい。

#### 11 プラスワンHDによるオプトロムへの貸付けについて

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
<p>【質問状（9）】株式会社オプトロム（以下「オプトロム」）の適時開示によれば、尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンHDはオプトロムに対して、2014年9月25日及び同月30日の2回に分けて、それぞれ2000万円及び2500万円の運転資金の貸付けを行っている。もっとも、質問状（1）に記載したとおり、プラスワンHDは貸金業法上の登録をされていないようであるが、プラスワンHDからオプトロムへの複数回に亘る貸付けが貸金業法との関係で問題ないのか、リジェネ社としての認識をご説明頂きたい。</p>	<p>【回答書（8）】プラスワンHDは金銭の貸付けを業として行っているものではないので違反していない。</p>
<p>【質問状（10）】貸金業法上の貸金業の「業として行う」とは、反復・継続し、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものをいうと解されてい</p>	<p>【回答待ち】</p>

るところ、最高裁の判例上、これに該当するには、反覆継続の意思をもって金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介をする行為をすれば足り、貸付けの相手方が必ずしも不特定多数の者でなくとも貸金業に該当する（特定の一名の者に対する貸付けでも「業として行う」に該当し得る）ものとされて、貸金業を営もうとする者は、財務局長等又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされているところ、プラスワンHDは、公表情報から判明する限りでは、2017年12月期以降公表情報から判明する直近の2019年12月期まで当期純利益はマイナスであり、総資産も1億円程度で、それ以前も同様の状況だったと推測され、それにも拘らず、オプトロムに対して2回に分けて合計4500万円もの貸付けを行っていることから、「反覆継続の意思をもって」オプトロムに対して貸付けを行っているとも考えられる。

上記にもかかわらず、なぜ「金銭の貸付を業として行っているものではありません」と言えるのか、前提としている事実関係及び法解釈を詳細にご説明頂きたい。

【質問状（10）】オプトロムについては、最終的に、2015年10月1日に、第三者割当予定先の企業グループの実質的経営者等に係る反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す反社（反社会的勢力）チェック結果の情報を隠蔽し、名古屋証券取引所に報告せず、隠蔽が発覚した後も虚偽の報告及び開示を行っていたことを理由として、上場廃止に至っており、オプトロムは上記虚偽開示の一環として、プラスワンHDとの関係について、当初は「資本関係、人的関係、取引関係について、該当事項はありません」としていたにも拘らず、後にその部分を「代表取締役である尾端氏には、当社の新規事業の推進にご協力いただく予定であります」と訂正しており、リジェネ社代表者尾端氏がオプトロムに対して新規事業に協力することを申し出ていることを、何らかの理由から開示しなくなかったのではないかと懸念される。

【回答待ち】



リジェネ社代表者が支配し、経営されている会社が、他の上場会社の上場廃止の理由とされた虚偽開示との関係で登場することについては、上場会社であるナガホリとして懸念を抱かざるを得ないため、尾端氏がオプトロムに対して新規事業に協力することを申し出ていることについて、オプトロムが2014年9月のプレスリリースで記載しなかったのは、尾端氏からの依頼によるものであるのか、尾端氏からの依頼でなければ、どのような経緯で記載されず、リジェネ社代表者尾端氏はなぜ記載されないことを受け入れたのか、及びここで触れられている「新規事業」とは具体的にどのような事業なのかにつき、具体的にご説明頂きたい。

## 12 Oakキャピタルとの関係について

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
<p><b>【質問状（10）】</b> リジェネ社代表者尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンHDについては、パス株式会社（以下「パス」）の2020年11月13日付け第2四半期報告書7頁によれば、2020年9月末時点で、前述の金井和彦氏（第10位株主。持株割合1.20%）及びOakキャピタル株式会社（以下「Oakキャピタル」）（第1位株主。持株割合16.10%）と共に、パスの大株主となっていることが確認できる（第8位株主。持株割合1.90%）。</p> <p>また、このOakキャピタルは、2014年11月4日付けで、リジェネ社も過去に2011年12月12日付けで株券等保有割合にして26.62%もの株式を取得していた株式会社シスウェーブ（Oakキャピタルの投資時の商号は株式会社SOL Holdings）の株式を、株券等保有割合にして30.89%の株式を保有していた（Oakキャピタルの2014年11月10日付け大</p>	<p><b>【回答待ち】</b></p>

量保有報告書参照)。これらの事実を踏まえると、リジェネ社とOakキャピタルには、パス又はシスウェーブへの投資に関連して何らかの人的繋がりがあるのではないかと合理的に推測される。

Oakキャピタルとリジェネ社ないしリジェネ社代表者とのご関係について、詳細にご説明ください。

### 13 金山エネルギーとの関係について

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
<p><b>【質問状（10）】</b></p> <p>（唯一の代表取締役である立花恵美氏及びもう1名の取締役である関栄光氏並びに金山エネルギーの本店所在地、資本構成等に関して、それぞれ複数の事実関係を摘示のうえ）①金山エネルギーは、布山氏がその子会社であるNC Max Worldの社長を務めているアジアゲートHDと繋がりが深い許振東氏の強い影響下にあることが窺われる。また、②敢えて明示はしないものの、リジェネ社と同時期にナガホリ株式を買い上げてきた株主の中には、2021年まで許振東氏が実質支配する普濟堂が筆頭株主であったアジアゲートHDの大株主が数多く含まれており、リジェネ社と許振東氏との間にナガホリ株式の買い上がりを巡って何らかの意思の連絡があるのではないかと疑いを払拭できないこと、③2022年9月末以降ナガホリ株式の株価が異常に急騰する中で一貫してナガホリ株式の買い上がり続けている金山エネルギーの投資行動は経済合理性に著しく欠けていると考えざるを得ないことに加えて、④これまでに質問してきたリジェネ社と布山氏との関係に鑑みれば、ナガホリとしては、許振東氏を含む金山エネルギー関係者とリジェネ社ないしリジェネ社代表者との間には一定の繋がりがあり、その関係に基づき、リジェネ社と金山エネルギーとの間で協調行動をとられているのではないかと、もし、そうであれば、リジェネ社と金山エネルギーとは</p>	<p><b>【回答待ち】</b></p>

<p>「共同保有者」として大量保有報告書の変更報告書の提出が必要となるのではないかと懸念している。かかる懸念に鑑み、以下の金山エネルギー関係者との関係の有無及び関係がある場合には、その詳細についてご説明頂きたい。</p> <p>① 金山エネルギー  ② 立花恵美氏  ③ 関栄光氏  ④ 恒潔  ⑤ 許振東氏  ⑥ 李堅氏  ⑦ ワンアジア証券</p>	
--	--

## 14 その他

ナガホリの質問	リジェネ社の回答
<p>【質問状（4）】回答書（2）において、ナガホリの公表内容について「嚴重に抗議」し、「速やかな公表の中止がなされない場合には、名誉棄損に基づく損害賠償請求等訴訟といった法的措置を執ります」としているが、ナガホリが疑念を抱くに至った各報道について同様の措置を執ったのか。</p> <p>また、名誉毀損に該当する具体的な事実の摘示及び表現を指摘頂きたい。</p>	(回答なし)
<p>【質問状（5）】回答書（2）において、ナガホリの公表内容について「嚴重に抗議」し、「速やかな公表の中止がなされない場合には、名誉棄損に基づく損害賠償請求等訴訟といった法的措置を執ります」としているが、ナガホリが疑念を抱くに至った各報道について同様の措置は執っていないと理解している。名誉毀損に該当する具体的な事実の摘示及び表現を指摘頂きたい。</p>	(回答なし)
<p>【質問状（5）】ナガホリによる質問状（4）の発出後、リジェネ社は、リジェネ社ウェブサイトにおいて、「ナガホリの従業員の皆様へ」という欄に「労働条</p>	<p>【回答書（4）】リジェネ社は、ナガホリの主要株主としてナガホリ従業員には十分に安心かつ満足できる労働条件・職場環境の下、日々の業務にやり甲斐をもって</p>

<p>件および職場環境に対するご意見の募集について」と題して、「従業員の皆様には現在の労働条件や職場環境などに対する評価・問題点・要望や改善提案などなど、幅広い率直なご意見をお知らせいただけますと幸いです」として、ナガホリの従業員に対して、ナガホリ内部の情報や資料を、リジェネ社に提供するように要請している。これは、リジェネ社が今になって重要提案行為等の材料集めをするために、ナガホリの主要株主かつ筆頭株主であるリジェネ社がナガホリの社内情報の漏洩を推奨しているものと評価すべきものであるのみならず、ナガホリは、リジェネ社がナガホリ株式の買集めを正当化するために、ナガホリの従業員に対して社内情報の漏洩を教唆しているのではないかと強く懸念している。このような社内情報の漏洩の教唆は直ちに中止頂くよう強く要請する。</p>	<p>取り組んで頂きたい、少しでもナガホリで長く勤務して頂きたいと願っており、そのような思いから、ナガホリ従業員に向けて、現在の労働条件や職場環境などに対する評価・問題点・要望や改善提案など、幅広い率直な意見を募っている、「社内情報の漏洩を推奨している」、「従業員に対して社内情報の漏洩を教唆している」と指摘されるのは心外である。したがって、上記取組みに係る中止要請には応じかねる。</p>
<p>【質問状（6）】ウルフ村田こと村田美夏氏は、自身のTwitterでナガホリ株式の買いを煽っていたところ、村田氏のセミナーを主催していた林宣彦氏は、ナガホリ株主として、尾端氏も出席された本総会に出席され、ご自身は関係図に掲載されていないにも拘わらず、関係図の恣意性や信憑性について繰り返し質問した。この点に関し、①尾端氏とウルフ村田こと村田美夏氏との間に面識はあるのか、②ナガホリ株式の取得に関してウルフ村田こと村田美夏氏との間で何らかの会話をしたことはあるのか。</p>	<p>【回答書（5）】尾端とウルフ村田こと村田夏美氏との間に面識は一切ない。そのため、ナガホリ株式の取得に関し、ウルフ村田こと村田夏美氏との間で会話をしたこともない。</p>
<p>【質問状（7）】リジェネ社からは尾端氏とウルフ村田こと村田「夏美」氏との間に面識はない旨の回答を頂いているが、質問状（6）に記載のとおり、ナガホリが質問したのは村田「美夏」氏との間の面識であるので、仮に回答が異なる場合は改めて回答頂きたい。</p>	<p>【回答書（6）】ご指摘のとおり、回答書（5）におけるウルフ村田こと村田「夏美」氏との記載は村田「美夏」氏の誤記である。不正確な回答であったこととお詫び申し上げます。</p>

以上